

## 第 3 回 旧弘道館保存活用計画策定委員会 議事資料（案）

1	本質的価値について(再整理) .....	1
	1. 弘道館の特徴 .....	1
	2. 特別史跡「旧弘道館」の本質的価値(案).....	4
2	構成要素について .....	5
	1. 構成要素の整理の考え方 .....	5
	2. 構成要素の分類 .....	7
3	保存活用の課題について .....	9



# 1 本質的価値について（再整理）

第2回委員会の意見及び議論の結果を踏まえて、本質的価値（素案）を再整理する。

（第2回委員会の意見及び議論を受けた主な修正箇所をゴシックで示す。）

## 1. 弘道館の特徴

弘道館の概要及び歴史的変遷を踏まえ、弘道館の特徴を以下に整理する。**参考資料の2・3参照**

### ①国内最大級の近世の教育施設

- ・弘道館は、天保12年（1841）に仮開館し、安政4年（1857）5月9日に本開館した藩校であり、開館時期は全国の諸藩のなかではかなり遅い方であるが、その規模は、軍事に重点がおかれつつあった幕末を反映して操練場、砲術場や馬場など武芸施設を充実させたことにより国内最大級の藩校敷地であった。

### ②「弘道館記」に記された建学精神

- ・藩校弘道館の建学精神は、設立前に徳川斉昭の名で公表した「弘道館記」に示されている。それには、神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の5つが重要綱目として立てられ、現実の社会生活や政治に有用な学問と武芸の修得を基本とすべきことが明示されている。

### ③建学精神に基づく教育の展開

- ・弘道館では、学問・事業一致及び治教一致の理念に基づき、藩の重職らが学館運営を統轄し、教授も藩士が職務を兼ねることになっていた。また、文武課業法を導入して藩士子弟の一層の向上を図ろうとし、藩学出席強制日数を設定し、それに試験や賞罰規定を加え、継続的に資質向上を図るシステムになっていた。
- ・水戸藩では郷校で郷医研修を行っていたが、新たにその中心機関として弘道館に設置された。医学館では、徳川斉昭が「賛天堂記」に示した、医学館から日本のあるべき医学・医療体制を発信したいという大きな抱負に基づき、医学、製薬の教育、研究が行われた。その内容は多岐にわたるものであり、実践のための治療所や養牛場、薬草園などの様々な施設が整えられていた。後に種痘の実施など、医療政策の中心的役割も担うことになった。医学は、特に文化・文政以後盛んに全国の藩校の学科目として編入されたが、弘道館の医学館は、規模や機能的な面で斬新なものであり、その位置も構内南側の中央部に配しており、重要な位置付けであったといえる。

### ④建学精神に基づく敷地構成

- ・弘道館の敷地は、土塁や堀によって6区画に分割することができ、学校御殿を挟んで文館と武館の並ぶ配置は文武一致の、また敷地中央の聖廟区は神儒一致の、それぞれ創設者徳川斉昭が掲げた建学精神を示していると考えられ、「弘道館記」の精神を校舎の配置の上にも表現しようとしたことがうかがえる。
- ・聖廟区には、建学精神を刻んだ弘道館記碑を納めた八卦堂を弘道館の敷地全体の中央に配置し、神儒一致を示す鹿島神社と孔子廟が併置されている。学神として孔子を奉祀することが多かった当時の藩校のなかで、藩校内に神社を併置したことは弘道館の特徴のひとつとなっている。また、孔子廟は孔子の出生地曲阜の方角である西向きに、鹿島神社は鹿島にある本社と同じ北向きに配しているなど、建物の方角も重要な意味を持っており、敷地中央の聖廟区は、弘道館のなかでも最も重要な区画として位置づけられる。

## ⑤近世の藩校の集大成

- ・天保から安政にかけて全国に広まった水戸の学問の影響により、他藩から多くの水戸遊学者が訪れた。そして、弘道館の独特の教育方針の影響を受け、藩校運営の見本とした藩もあった。また、水戸藩で編纂された書物は、全国の藩校で教科書として用いられており、水戸藩の教育は全国の諸藩の教育にも影響を与えていた。
- ・藩校は、近世前期の儒学中心の藩校から時代の要請を経て徐々に変化していき、近世後期には実学主義の発展や西洋文化の導入等により、近代学校へと発展していった。弘道館は、国内最大の敷地面積を持つだけでなく、施設の種類・職制ともに充実していた近世後期の藩校の代表的な存在であり、藩校の発達史という観点からみれば、近世の藩校の集大成として位置付けることができる。

## ⑥借楽園と一体となった六芸実践の場

- ・弘道館の仮開館の1年後、天保13年（1842）に開園した借楽園は、「一張一弛」の考え方を中心におき、弘道館での「一張」と借楽園での「一弛」は不即不離の関係にあった。弘道館は、修行の暇に休養する施設である借楽園と一体となり六芸（礼・楽〔音楽〕・射〔弓術〕・御〔馬術〕・書・数）の実践の場として関連性が高い施設である。

## ⑦藩政争の舞台

- ・弘道館の開館以降、水戸藩内の政治上の対立が激化して、弘道館内にもその対立が持ち込まれ、明治元年（1868）10月、幕末政争最後の決戦となった弘道館の戦いが行われた。この戦いで構内に立ち並ぶ文館、武館、医学館、天文台、寄宿寮など施設の大半が焼失し。正門や正庁の柱には、弘道館の戦いで受けた弾痕が現在でも確認できる。

## ⑧茨城県の政治・行政の中心地

- ・弘道館は、明治4年（1871）の廃藩置県に伴って翌5年1月29日に学校御殿に茨城県庁が置かれた後、8月3日に「学制」発布で弘道館が廃止され、12月8日に閉鎖された。以降、県庁舎が現在の笠原町へ移転される平成11年（1999）までの約130年間、旧弘道館の敷地は茨城県の政治・行政の中心地となった。
- ・陸軍省が直轄していた明治初期に、弘道館跡地は内務省の直轄に所管替えをし、半分を県庁敷地として県庁舎を新設し、半分を公園敷地として確保した。公園敷地は、藩校弘道館の跡地を名勝として永く公園として保存したいという市民の切望を受け、荒れ果てていた正庁その他の施設の修理や園地の整備を行い、明治18年（1885）に公園（「水戸第二公園」）として開園式が行われた。
- ・旧弘道館の敷地内に県庁舎が新設された後、施設は様々な教育施設の役割を担ったほか、公会堂的な施設として市民の各種集会や会合、水戸学関係の研究・教育団体に利用された。

## ⑨弘道館に関する多くの史資料や調査・研究

- ・藩校当時の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した『水戸弘道館雑誌』、『水戸弘道館大観』などの文献等、藩校当時の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・弘道館は、明治・大正時代から多くの人々の調査・研究対象となり、郷土史関係だけでなく、水戸藩全体も含めた近世の学問や教育をテーマとした数多くの研究成果がまとめられ、現在も人々の研究対象となっている。また、近年においても、文化財としての価値を保存・活用していくための調査が実施されている。

## ⑩史跡・都市公園としての保存と活用

- ・弘道館跡地は、大正 11 年（1922）に史跡指定を受けた後、昭和 20 年（1945）の水戸空襲により八卦堂・孔子廟・鹿島神社が焼失したものの、昭和 32 年には茨城県都市公園条例により都市公園に指定された。そして、昭和 27 年（1952）に「旧弘道館」として特別史跡指定を受けた。
- ・特別史跡指定地内には、水戸空襲の際に市民の消火活動により焼失を免れた正庁のほか、至善堂、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑が現在でも残っている。また、指定地周辺には、西側に創建時の弘道館の領域を示す濠や土塁が残るほか、茨城県の政治・行政の中心地であった当時の建造物である三の丸庁舎（旧県庁舎）などがそれぞれの時代の物証として残っている。
- ・特別史跡指定後は、指定地内の様々な建造物の修復または復元などが実施されている。昭和 28 年（1953）八卦堂の復元、同 34 年（1959）正門の解体修理、同 38 年（1963）正庁・至善堂などの修理及び国老詰所・通用門・築地塀などの復元、昭和 45 年（1970）孔子廟が復元され、同 50 年（1975）には鹿島神社社殿も伊勢神宮別宮旧殿の特別譲与により完成している。特に八卦堂の復元は、昭和 30 年（1955）から 3 年かけて復元された偕楽園の好文亭よりも早い時期に復元されており、重要な施設として認識されていたことがうかがえる。
- ・平成 23 年の東日本大震災により、特別史跡指定地内の建造物の多くが甚大な被害を受けたが、復旧工事が行われ、平成 26 年（2014）3 月に全面復旧した。そして、平成 27 年（2015）には、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、足利市、備前市、日田市や水戸市内の教育遺産とともに日本遺産に認定された。
- ・現在、弘道館公園は、水戸の梅まつりの会場のひとつとして活用されており、まつり期間中は、正門の開放やライトアップ、和楽演奏、公開講座等のイベントを実施しているほか、八卦堂・孔子廟の特別公開や、市民団体による「弘道館 親と子の論語塾」等の定期的なイベントを実施し、また弘道館事務所の企画として江戸時代の授業体験や書写体験など体験型のイベントに力を注ぎ、水戸市民をはじめ多くの人々に利用されている。

## 2. 特別史跡「旧弘道館」の本質的価値（案）

「旧弘道館」の藩校創建後から現在までの土地利用や機能の変遷を踏まえると、大きく以下のような時代に区分することができ、各時代にはそれぞれの価値が付加されてきたと評価できる（表1）。

表1：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値

時代	各時代の価値
藩校の時代（江戸後期～明治時代）	我が国の代表的な藩校としての価値等
行政・教育・公園施設の時代（明治～大正時代）	我が国の代表的な藩校としての価値等 茨城県の行政の中心地としての価値等
史跡・都市公園（歴史公園）の時代（大正時代～現在）	我が国の代表的な藩校としての価値等 茨城県の行政の中心地としての価値等 地域の公園としての価値等

特別史跡の指定説明文（解説）**参考資料の1参照**には、「旧弘道館」は創建当時の建造物や石碑が遺存し、遺構からも当時の姿を窺い知ることができる点と、弘道館の建学精神や教育内容が江戸時代の学問の発展に貢献をした点を示し、「学術上の価値が極めて高い」史跡としており、藩校の時代を評価して文化財に指定しているといえる。

この指定説明文と前項で整理した弘道館の特徴を踏まえ、特別史跡「旧弘道館」の本質的価値（案）を右のように提案する。

表2：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値評価

時代区分	江戸			明治				大正	昭和						平成			
	藩校の時代 (江戸後期～明治)			行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)				史跡・都市公園（歴史公園）の時代 (大正～現在)										
評価	我が国の代表的な藩校としての価値			(我が国の代表的な藩校の物証としての価値)→				●評価 (史跡指定)	●評価 (特別史跡指定)			●評価 (重要文化財指定)						
				茨城県の行政の中心地としての価値				→						(物証としての価値)→				
歴史的変遷	▲ 天保9 (1838) 弘道館記の公表	▲ 天保12 (1841) 仮開館	▲ 安政4 (1857) 本開館 【弘道館の施設、 制度が整う】	▲ 明治元 (1868) 弘道館の戦い	▲ 明治5 (1875) 弘道館閉鎖・ 県庁開設	▲ 明治8 (1875) 太政官布達 公園指定	▲ 明治15 (1882) 元訓練場に 県庁新築 ※	▲ 大正11 (1922) 史跡指定	▲ 昭和20 (1945) 水戸空襲	▲ 昭和27 (1875) 特別史跡 指定	▲ 昭和28 (1876) 八卦堂 復元	▲ 昭和32 (1957) 都市公園 指定	▲ 昭和38 (1963) 昭和の 修理竣工	▲ 昭和39 (1964) 重要 文化財 指定	▲ 昭和45 (1970) 孔子廟 復元	▲ 平成11 (1999) 県庁 移転	▲ 平成23 (2011) 東日本 大震災	▲ 平成26 (2014) 震災 復旧
各時代の物証の例	藩校時代の物証となる施設等 ●建造物(正庁, 至善堂, 正門, 孔子廟表門, 学生警鐘, 番所) ●土塁・地下遺構 ●石碑類(弘道館記碑, 種梅記碑等) ●樹木(椎の木, 神木鈴梅等) 等			行政・教育・公園施設時代の物証となる施設等 ●県庁や学校に使用された建造物(正庁, 至善堂等) ●庁舎建造物(三の丸庁舎等)※指定地外				復元・再建されることで、藩校時代の物証的存在となった施設等 ●復元建造物(八卦堂, 通用門, 国老詰所, 孔子廟本殿等) ●鹿島神社に関連する施設(社殿, 大鳥居, 社務所等) 等						史跡・都市公園の時代(都市公園指定前)の物証となる施設等 ●公園施設(テニスコート) 等		史跡・都市公園の時代(都市公園指定後)の物証となる施設等 ●公園施設(管理事務所, 倉庫, 公衆便所, 駐車場等) ●鹿島神社に関連する施設(社務所等) 等		

※弘道館跡地の公園認可の年代や名称の変遷については諸説あり、今後の調査・検討が必要。

### <本質的価値（案）>

#### 近世藩校の集大成として藩校の代表的な例

弘道館の建学精神や、それに基づく教育内容は、江戸時代の全国の藩校に影響を与え、我が国の学問・教育の発展に貢献をしており、近世の教育施設である藩校の代表的な例である。

- ・弘道館は、全国の諸藩のなかではかなり遅い時代の開設であるが、その敷地の規模は国内最大級であり、水戸藩の学問や他藩の教育体制の成果を吸収し、時代の要請を反映し発展させた近世の藩校の集大成であった。
- ・「弘道館記」に示された創建者徳川斉昭の建学精神は、教育だけでなく、学校運営や敷地構成にも反映されており、その独特の建学精神や教育方針は、他藩の藩校に影響を与えた。

#### 藩校当時の建造物や史資料等が残されている

「旧弘道館」には、創建当時の建造物や石碑等が遺存しており、遺構や史資料からも江戸時代当時に国内最大規模を誇った藩校の姿を窺い知ることができる。

- ・弘道館の中心的存在であった学校御殿（正庁・至善堂）等の建造物や弘道館の建学精神を記した弘道館記碑等の石碑が遺存しており、創建当時の景観を窺い知ることができる。
- ・文武一致の中心であった学校御殿の区画や、神儒一致を示す聖廟区等の土地利用や区画形態が残っており、創建当時の建学精神を反映した敷地構成を窺い知ることができる。
- ・藩校当時の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した文献等、藩校当時の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・指定地周辺には、創建時の弘道館の領域を示す濠や土塁が残っており、江戸時代当時に国内最大であった弘道館の敷地規模を窺い知ることができる。

## 2 構成要素について

### 1. 構成要素の整理の考え方

特別史跡「旧弘道館」の本質的価値を的確に保存するためには、特別史跡を構成する諸要素（構成要素＝施設等）の価値に応じた適切な保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定める必要があることから、「旧弘道館」に係る要素について、本質的価値との関係性を評価し、以下のように分類する。

#### A-1: 本質的価値を構成する諸要素

特別史跡「旧弘道館」の本質的価値を表す物証となるもので、原状を保存していく必要があるもの

- ・藩校時代から指定地内に残る施設等（弘道館創建時から残る歴史的建造物や石造物、建造物跡）

#### A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素

特別史跡「旧弘道館」の本質的価値を表す物証となるものであるが、後に新たに復元されたもの等で、保存が前提となるが、史実に基づき必要に応じて手を入れるもの

- ・復元された建造物（藩校時代以降に復元された建造物）
- ・藩校時代に存在していたものが機能はそのままで姿を変えて継続して存在するもの  
(鹿島神社の社殿や大鳥居)

現在の鹿島神社の社殿〔昭和49年(1945)〕や大鳥居〔昭和60年(1985)〕は、特別史跡指定以降に建設されたものであるが、その存在自体は、弘道館全図にも描かれ、弘道館の建学精神の象徴として聖域として位置付けられる「第3区画」に位置する重要な要素として位置付けられる。そのため、藩校時代から姿や位置が変化しているが、本質的価値を表す物証となる「本質的価値に密接に関わる諸要素」として位置付ける。

#### B: 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（その他の要素）

特別史跡「旧弘道館」の本質的価値には直接関係ないもので、本質的価値の保存活用上必要なものは現状維持又は改善図り、本質的価値の保存活用に支障を与える又は必要が無いものについては撤去等も検討するもの

- ・公園施設

#### C: 指定地の周辺地域を構成する諸要素

特別史跡指定地外であるが、弘道館創建当時の範囲内やその周辺にあり、「旧弘道館」の保存活用に係る周辺の施設等として、保存・活用のあり方を示すことが望まれるもの

- ・弘道館に関連する施設等
- ・その他の施設等

表 3 : 「旧弘道館」の構成要素の整理の考え方

要素（施設等）の分類		概要	保存管理の方向性 （具体的な内容は、 次年度検討）
特別 史跡 指定 地内	A-1: 本質的価値を構成する 諸要素	本質的価値を現す物証 ＝弘道館創建時から残る施設等	⇒原状を保存していく。
	A-2: 本質的価値に密接に関 わる諸要素	本質的価値を現す物証 ＝後に新たに復元されたものや、 姿が変わったもの等	⇒保存が前提となるが、史 実に基づき必要に応じ て改修・修復を行う。
	B 本質的価値を構成する 諸要素以外の諸要素 （その他の要素）	本質的価値に直接関係ないもの ＝後に新たに整備されたもの等	⇒保存活用上必要なもの は残す又は改善。それ以 外は撤去も検討する。
指定 地外	C 指定地の周辺地域を構 成する諸要素	指定地外であるが、「旧弘道館」の 保存活用に係る周辺の施設等	⇒「旧弘道館」の保存活用 に関係するものについ ては、保存・活用のあり 方を示す。



## 2. 構成要素の分類

「旧弘道館」は、昭和27年（1952）の状況が評価されて特別史跡に指定されているため、指定時に存在していた要素は評価を得ていると考えることができる。

しかし、藩校の時代を本質的価値として捉えた場合、近代以降に設置された施設等の中には、本質的価値の保存活用に相応しくない要素として考えられるものも含まれる可能性がある。

そのため、「旧弘道館」を構成する諸要素について、設置された時期により、藩校の時代及び特別史跡指定前と後で区分し、以下のように本質的価値との関係を整理する。

表4: 「旧弘道館」の時代区分・各時代の価値評価と構成要素の整理

時代区分		江戸			明治			大正		昭和						平成			
		藩校の時代 (江戸後期～明治)			行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)			史跡・都市公園（歴史公園）の時代 (大正～現在)											
本質的価値		我が国の代表的な藩校としての価値			(我が国の代表的な藩校の物証としての価値) →			●評価 (史跡指定)		●評価 (特別史跡指定)		●評価 (重要文化財指定)							
歴史的変遷		▲ 天保9 (1838) 弘道館記 の公表	▲ 天保12 (1841) 仮開館	▲ 安政4 (1857) 本開館 【弘道館の施設, 制度が整う】	▲ 明治元 (1868) 弘道館 の戦い	▲ 明治5 (1875) 弘道館閉鎖・ 県庁開設	▲ 明治8 (1875) 太政官布達 公園指定	▲ 明治15 (1882) 元訓練場に 県庁新築	▲ 大正11 (1922) 史跡指定	▲ 昭和20 (1945) 水戸空襲	▲ 昭和27 (1952) 特別史跡 指定	▲ 昭和28 (1953) 八卦堂 復元	▲ 昭和32 (1957) 都市公園 指定	▲ 昭和38 (1963) 昭和の 修理 竣工	▲ 昭和39 (1964) 重要 文化財 指定	▲ 昭和45 (1970) 孔子廟 復元	▲ 平成11 (1999) 県庁が 移転	▲ 平成23 (2011) 東日本 大震災	▲ 平成26 (2014) 震災 復旧
要素分類		藩校時代から指定地内に残る施設等 ↓ A-1: 本質的価値を構成する諸要素			特別史跡指定前に整備された施設等 ↓ B: 本質的価値を構成する要素以外の諸要素(その他の要素)			特別史跡指定後に整備された施設等 ↓ A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素 B: 本質的価値を構成する諸要素以外の要素(その他の要素)											
特別史跡を構成する要素	国所有	●歴史的建造物(正庁【重文】、至善堂【重文】、正門【重文】、孔子廟表門、学生警鐘、番所) ●石碑類(弘道館記碑、種梅記碑)																	
	茨城県所有	●樹木(椎の木) ●地形(濠・土塁) ●地下遺構※未調査			●公園施設(テニスコート) ※昭和21年(1946)頃から県職員の福利厚生施設として使用			●復元建造物等(八卦堂、通用門、国老詰所、正庁の便所・湯殿、至善堂の便所、孔子廟本殿、築地堀、井戸屋形、対試場) ●石碑類(貞芳院桜の歌碑) ●樹木(梅の木、正庁玄関前のお手植えの松・左近の桜) ●公園施設(管理事務所、倉庫・作業員詰所、売店、公衆便所、駐車場、水飲、標識類、堀・柵類、照明灯、ベンチ、植栽等)											
	鹿島神社	●歴史的建造物跡(式鳥居跡、井戸跡、手水石跡) ●樹木(神木鈴梅、要石歌碑脇の楠) ●石碑類(要石歌碑) ●地下遺構※未調査			●鹿島神社関連施設(石灯籠) ※大正2年(1913)奉納			●鹿島神社関連施設(鹿島神社社殿、大鳥居) ●鹿島神社関連施設(社務所、御神輿殿・水屋等の建造物、狛犬等の石造物等) ●樹木(梅の木)											
周辺を構成する主要な要素	当時の範囲内	・土塁【県指定史跡】 ・地下遺構※未調査			・三の丸庁舎(旧県庁舎)			・茨城県立図書館 ・三の丸駐車場 ・水戸市役所三の丸臨時庁舎 ・水戸市三の丸小学校 ・三の丸市民センター											
	当時の範囲外	・濠【県指定史跡】 ・地下遺構※未調査			・水戸市水道低区配水塔【登録有形文化財(建造物)】			・水戸東武館【水戸市指定有形文化財】 ※水戸空襲で焼失した後、昭和28(1953)年に道場・正門附堀を再建したもの ・水戸警察署 ・その他、水戸地方裁判所等の公共施設、住宅等の民間施設											

## ＜特別史跡「旧弘道館」の構成要素＞

構成要素の概要を踏まえ、特別史跡「旧弘道館」の構成要素を以下に整理する。**参考資料の4参照**

### 特別史跡を構成する諸要素

#### A-1: 本質的価値を構成する諸要素(藩校時代から残る施設等)

- ア. 歴史的建造物  
正庁【重文】、至善堂【重文】、正門【重文】、孔子廟表門、学生警鐘、番所
- イ. 石碑類  
弘道館記碑、種梅記碑、要石歌碑
- ウ. 歴史的建造物跡  
式鳥居跡、井戸跡、手水石跡
- エ. 樹木  
要石歌碑脇の楠、椎の木
- オ. 地形  
濠・土塁
- カ. 地下遺構

#### A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素(後に復元又は姿が変わった施設等)

- ア. 復元建造物  
八卦堂、通用門、国老詰所、正庁の便所・湯殿、至善堂の便所、孔子廟本殿、築地堀、井戸屋形、対試場
- イ. 石造物(特別名勝指定後に指定地内に移設された石造物)  
貞芳院桜の歌碑
- ウ. 鹿島神社関連施設(弘道館全図に示された神社建造物)  
鹿島神社社殿、大鳥居等

#### B: 本質的価値を構成する諸要素以外の要素(公園施設等)

- ア. 公園施設  
管理事務所、倉庫・作業員詰所、売店、公衆便所、駐車場、水飲、標識類、塀・柵類、照明灯、ベンチ、植栽等
- イ. 鹿島神社関連施設  
社務所、御神輿殿・水屋等の建造物、狛犬・石灯籠等の石造物等

### C: 指定地の周辺地域を構成する諸要素

#### C-1. 弘道館創建当時の範囲内の主な要素

- ア. 弘道館に関連する要素(土塁、三の丸庁舎(旧県庁舎)等)
- イ. その他の要素(茨城県立図書館、三の丸駐車場、水戸市立三の丸小学校、三の丸市民センター等)

#### C-2. 弘道館創建当時の範囲周辺の主な要素

- ア. 弘道館に関連する要素(濠、水戸東武館等)
- イ. その他の要素(水戸水道低区配水塔、水戸警察署等)

### 3 保存活用の課題について

特別史跡「旧弘道館」の現況やこれまでの委員会の意見等を踏まえ、次年度に保存活用を検討していくにあたっての課題を以下に整理する。

#### (1) 保存（保存管理）の課題

##### ①将来像の設定

安政4年の本開館を将来像の目標として保存管理を進めていくにあたっては、長期的な取り組みが必要となるため、段階的な取り組みを検討し、将来像も含めた各段階の姿を明らかにしていく必要がある。

##### ②要素の保存管理の検討

本質的価値を構成する諸要素の保存管理については、原状を保存していくための保存管理の方法を検討する必要がある。

本質的価値に密接に関わる諸要素の保存管理については、目標とする将来像に対して異なる姿となっている要素に対する改修等の考え方を検討する必要がある。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（その他の要素）の保存管理については、目標とする将来像との関係に加えて、活用上及び公園利用上の必要性も踏まえて、要素の取扱いを検討する必要がある。

##### ③梅林等の樹木の保存管理の検討

指定地内の植栽のなかでも特に梅林については、植栽された年代は不明であるが、植栽後長期間経過している老木も多いと思われ、枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられる。平成21年度に毎木調査を行っているが、生育状況の調査は実施されていないため、樹勢の状況を把握したうえで、将来像の実現にともなう新たな施設の復元等との関係を踏まえて、後継樹の導入方法等の梅林の更新について検討する必要がある。

##### ④周辺環境の保全のあり方の検討

指定地周辺には弘道館創建当時の範囲を示す濠や土塁等、弘道館に関連する要素が現在も残っている。また、弘道館全図等の創建当時の範囲を示す資料も残されており、残された物証や史資料から当時の範囲が推定できる。これらの周辺環境は、「旧弘道館」の本質的な価値の保存活用に影響することから、景観法、都市計画法等の文化財保護法以外の他法令による保全や追加指定等を検討し、保全のあり方を示していく必要がある。

#### (2) 活用の課題

##### ①本質的価値を踏まえた公開方法の検討

弘道館の建学精神を反映した敷地構成や近世日本を代表する広大な敷地範囲は重要であるため、それらの本質的価値を来訪者に体感していただくために、有料開放区域と無料開放区域や周辺の旧弘道館跡地との連携や誘導を考慮した公開方法を検討する必要がある。

##### ②本質的価値の理解に必要なソフト展開の検討

弘道館の独特な建学精神や教育方針、教育体制等の本質的価値を来訪者に理解して頂くために、展示やリーフレットの配布、イベントの開催等のソフト展開のあり方を検討する必要がある。

### ③周辺と連携した活用のあり方の検討

歴史まちづくりを進める水戸市の取り組みや日本遺産としての広域的な連携について、情報提供やイベント開催等の連携した活用方法を検討していく必要がある。

連携にあたっては、弘道館の駐車場スペースが限られているため、周辺も含めた駐車場確保や交通システムのあり方も検討する必要がある。

### ④海外からの来訪者への対応の検討

日本遺産の認定、東京オリンピック・パラリンピックの開催等も踏まえ、今後の増加が見込まれる海外からの来訪者への対応を他の関連施設における取り組みとの連携も含めて検討する必要がある。

## (3) 整備の課題

### ■保存（保存管理）に必要な整備課題

#### ①発掘調査による遺構分布状況、地盤状況の把握

これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていない（指定地内では平成 19 年度の水戸市教育委員会の調査のみ）。明治以降の施設整備により地下遺構は残っていない可能性もあるが、近年指定地内では地盤の陥没や漏水等の問題が頻発している。そのため、地下遺構の把握や、陥没や漏水対策に向けた地下の状況把握等の調査を実施する必要がある。

#### ②公園施設の修復・更新の検討

公園施設については、平成 22 年度に「弘道館公園施設長寿命化計画」が策定されており、その中で、各施設について機能性・外観劣化・構造劣化の観点から調査を行い、健全度を評価している。評価結果で「部分的な修繕・改築が必要」又は「緊急な修繕・改築が必要」と判断された施設が 59 施設あり、全体(231 施設)の 1/4 を占めている(一部は東日本大震災の復旧で整備済)。また、長寿命化計画では修繕・改築・更新の年次計画も検討されているため、それらを踏まえ、施設の整備内容を検討する必要がある。

#### ③建築物の修復・更新の方向性の検討

建築物については、東日本大震災の復旧整備で平成 26 年（2014）3 月に復旧している。今後必要となる具体的な整備内容については、別途「重要文化財建造物保存活用計画」で検討することとなるが、復旧整備の際には不同沈下対策を実施していないことや保存管理方法や活用方法の検討を踏まえて、建築物の整備の方向性を本保存活用計画の中で検討する必要がある。

#### ④防災・防犯対策の検討

弘道館公園の有料開放区域は、入場時間に制限がかけられており、建造物を中心に一定の防災・防犯対策がなされている。しかし、周辺の無料開放区域は常時開放されており、人の往来は自由であるため、有料開放区域への侵入や無料開放区域内の本質的価値を構成する諸要素に対する防災・防犯対策の充実を図っていく必要がある。

#### ⑤所蔵品等の適切な管理方法の検討

弘道館所蔵資料（資料総数 294 件、総点数 582 点）については、一部を展示スペースで公開しているが、大半は事務所収蔵庫に収蔵している。しかし、収蔵スペースが限られているため、現

在は、番所や館内の一部を倉庫として使用している状況である。所蔵品は、弘道館の本質的価値を後世に伝える重要な資料であり、適切な管理や公開等に向けた調査・検討が平成18年度・19年度に実施されている。本計画では、これらの過去の調査・検討結果を踏まえて、今後の所蔵品の取扱いの方向性について検討を行う必要がある。

## ■活用に必要な整備課題

### ⑥本質的価値の理解に必要な案内・解説のための整備の検討

本質的価値を来訪者に理解して頂くために、適切な誘導を行うための案内板や、弘道館の建学精神や教育方針、教育体制等を解説するために必要な解説板、展示スペース、ガイダンス施設等の整備及び段階的な事業計画を検討する必要がある。

### ⑦来訪者に対する便益施設の検討

文化財の適切な保存管理を図りつつ、より多くの来訪者に安全に安心して利用していただくために、講座やイベントを開催するスペースを検討する必要がある。

また、来訪者に快適に利用していただくために、空調管理や、休憩スペースの確保、飲食物販対応等の便益施設の充実を図っていく必要がある。

### ⑧バリアフリー対策の検討

現在、車いす利用者に対しては、人的に対応している状況であるが、より多くの人々に本質的価値を理解し、体感していただくために、本質的価値の保存に配慮しつつ、バリアフリー対策等のユニバーサルデザインの導入を検討する必要がある。

## (4) 運営・体制の課題

### ①文化財としての保存活用体制（事務所体制）の検討

現在「旧弘道館」は、都市公園「弘道館公園」として水戸土木事務所（土木部都市局公園街路課）が弘道館事務所（事務所員2名、嘱託学芸員1名）を設置して管理を行っているが、文化財部局の参画等、文化財としての保存活用に必要な管理体制を検討する必要がある。

### ②国、県、神社等の所有者間の保存管理の連携体制の検討

指定地は、国有地（文部科学省所管）、鹿島神社所有地から成り、施設についても国、茨城県、鹿島神社等、複数の所有者から成る。そのため、適切な保存活用に向けた土地、施設所有者間の連携体制を検討する必要がある。

### ③県、市、関連自治体等の活用面の連携の検討

「旧弘道館」は、文化財としての歴史資源だけでなく、地域住民のための地域資源、茨城県や水戸市の観光振興に向けた重要な観光資源として位置付けられている。また、茨城県内又は水戸市内には偕楽園をはじめとする関連資源も多く、さらには日本遺産等で関連するものは全国に広がる。そのため、弘道館の価値の普及啓発、認知向上を目指して、県と水戸市や他の関連する自治体との活用面での連携方法や体制を検討する必要がある。